

原井の三則

- ☆場を清める
- ☆時間秩序を正す
- ☆人間関係を高める



第198号 令和4年  
7月15日(金)  
発行・原井小学校  
TEL22-0863

一学期も、残すところ二日ほどとなりました。夏休みに向けて、学校では子ども達への安全指導に余念がありません。熱中症や交通事故、水難事故等、あつてはいけませんので、しっかりと指導をした上で夏休みを迎えます。

夏休み中、地域での子ども達の過ごし方について、気にかけていただけると喜びます。何か気にかかることがありましたら、ぜひ、学校の方にご一報ください。

原井っ子人権週間



六月二十七く七月八日は、「原井っ子人権週間」でした。この人権週間に向けて、各学級で話し合いが行われ、人権を大切にするための学級の目標が定められます。そして、六月二十九日に行われた「原井っ子集会」において、各学級が定めた目標を全校児童の前で発表しました。

「人権集会」では、「原井小学校なかよし宣言」を全校のみんなで読み上げ、相手を思いやることや相手の気持ち

ちを大切にすることを意識したゲームを楽しみました。



「原井っ子集会」で、全校のみんなで読み上げた「原井小学校なかよし宣言」について紹介をします。この宣言は、令和三年一月に一部改訂をされ、次の様な宣言がなされています。

原井小学校なかよし宣言



原井小学校のみんなが、互いの命を大切に、笑顔で仲良く過ごすために、次の3つのことを宣言します。

- 一 わたしたちは、みんなが気持ち良く生活するために、ちくちく言葉や呼び捨てをやめ、ふわふわ言葉でいっぱい原井小学校にします。
- 一 わたしたちは、仲間外れをせず、いろいろ

るな人と楽しく勉強したり、遊んだりします。

一 わたしたちは、3つ下を走らず、安全でけがない学校をつくっていきます。

原井小学校が、みんな仲良く、人権を大切にしたい素晴らしい学校になるようにと、子ども達が一生懸命考えてつくった宣言です。これから大切にしていきたいと思っています。この宣言は、職員玄関を入った多目的ホールに掲示してありますので、ご来校の際は、ぜひ、ご覧ください。

子ども達の人権を大切に、いじめのない学校を目指していますが、いじめの定義を考えると、なかなかゼロにすることは難しいと言わざるを得ません。ちなみに、今現在のいじめの定義は、『いじめ防止対策推進法第2条第1項』に次のように示されています。『この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。』すなわち、子どもが苦痛と感じれば、それはいじめであり、

苦痛の程度や期間、人間関係の強弱等は全く関係ないということなのです。いじめの認知件数が多いと言われるようなことがよくありますが、その内容は、もしかすると皆さんがイメージしているものとは大きく異なっているのかもしれない。ですから、我々は、いじめゼロを目指すというより、いじめの見逃しゼロを目指したいと思っています。ちなみに、原井小学校のいじめ認知件数は、次の様に推移しています。令和元年度：39件→令和二年度：31件→令和三年度：20件。どのような内容であれ、子どもが苦痛に感じるようなことは無い方がよいわけで、令和四年度もいじめ認知件数が減ることを願っています。

お知らせ

令和四年度の原井校だよりは、七月・十月・十二月・二月は、片面刷りとなります。

校長室に生け花クラブの子ども達が生けた花を持ってきてくれました。とてもきれいです。

